

議案第 49 号

亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について

亀山市農林水産事業分担金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正する条例

亀山市農林水産事業分担金条例（平成21年亀山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（5）災害からライフラインを守る事前伐採事業

第3条第1項中「前条第2号から第4号まで」を「前条第2号から第5号まで」に改める。

別表に次のように加える。

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 災害からライフラインを守る事前伐採事業 | 事業に要する費用に100分の50を乗じて得た額 |
|---------------------|-------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。